

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	環境確保条例に関わる届出申請の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>環境確保条例に関する届出申請にあたっては、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要があるが、平成 22 年度からの新制度においては、基準排出量申請及び地球温暖化対策計画書提出が必要になった。</p> <p>環境確保条例に伴う主たる届け出には、使用量及び地球温暖化対策計画書の届け出があるが、条例改正に伴い、該当テナントがあった場合、特定テナント等地球温暖化計画書を併せて提出する必要が生じ、削減義務率達成の為に自所削減以外のクレジット取引等が発生している。各種届け出及びクレジット取引を電子化することにより、事務負担の大幅な軽減と金額等の誤記載防止等につながる。</p> <p>なお、環境確保条例に基づく届け出の内容と、改正省エネ法に基づく定期報告の内容は、実質的に重複する部分が多く、都内の事業所では二重の業務となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都条例施行規則第 34 号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>東京都環境確保条例に関する諸申請について一括してインターネットで行われるようにすべきである。</p> <p>また、国と都で情報を共有することにより、改正省エネ法と都環境確保条例の重複を解決すべきである。</p>